

建築協定

こんな内容が定められます

住宅地（または商業地）にしたい（図1）

- 住宅用（または商業用）以外の建物を制限することができます。

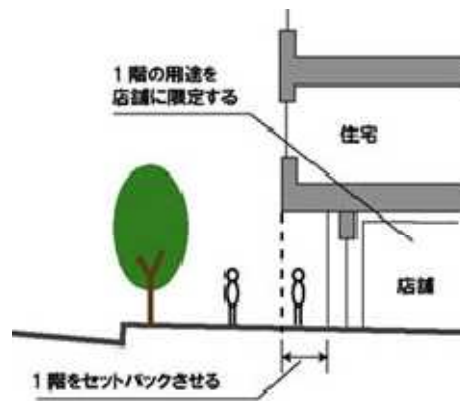


図 1

1戸建て住宅の環境を守りたい（図2）

- 共同住宅等の建築を制限することができます。
- 建物の階数や高さを制限することができます。

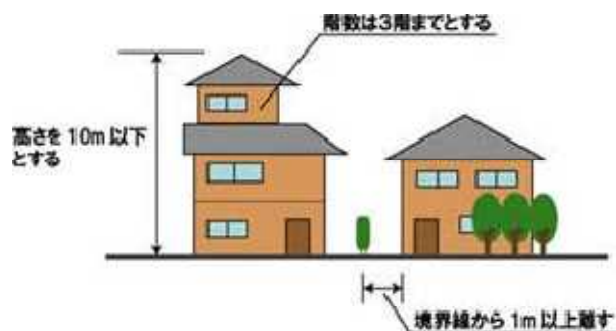


図 2

プライバシーを守りたい

- 境界線からの後退距離を取り決めることができます。

ゆったりとした敷地の住宅地にしたい

- 敷地の再分割を禁止することができます。
- 敷地面積の最低規模を定めることができます。
- 建築面積の敷地面積に占める割合（建ぺい率）や建築面積の占める割合（容積率）を建築基準法の基準より厳しくすることができます。
- 敷地境界線からの外壁の後退距離を定め、建築物の周囲にゆとりのある敷地とすることができます。

良好な住宅地の美観を守りたい（図３）

- 塀の種類を生け垣等にすることを定めることができます。
（あわせて都市緑地保全法による緑地協定を定めると効果的です）
- 屋根の形、外壁の色の基準を定めることができます。
- 道路や隣地からの外壁の後退距離を定め、家並みをそろえることができます。
- 看板の大きさや数を規制することができます。

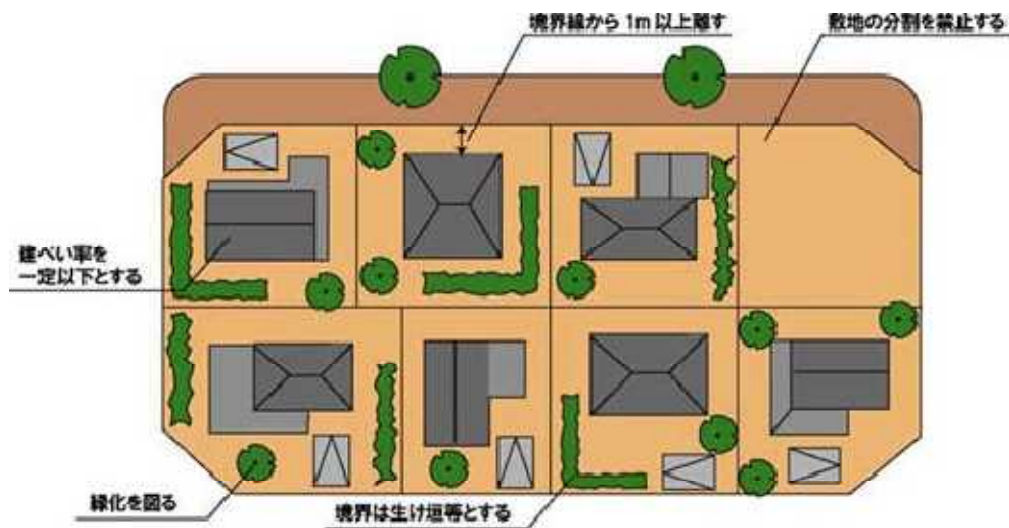


図3

災害に強い街にしたい

- 。建築物の構造を耐火または準耐火建築物に限定することができます。

既存の市街地では、あまりよくばらずに皆さんの賛成が得られる内容にまとめることも大切です。

建築基準法で定められた制限を緩和することはできません。

建築協定には、協定区域、協定の有効期間、建築物に関する基準、違反があったときの措置について定めることが必要です。